

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 8 年 5 月 20 日  
厚生労働省  
こども家庭庁

今般制定された、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和 8 年内閣府・厚生労働省令第 6 号）は、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 67 号）と実質的に同一の改正であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 5 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～四 （略）

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六～八 （略）

担当：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課